市第 177 号議案

横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個 人情報の保護に関する条例の一部改正

横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の 保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例 (番号)

横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個 人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

(横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月 横浜市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」 に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市 条例第6号)の一部を次のように改正する。

第22条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「 特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るた

め、横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報 の保護に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参考

横浜市の保有する情報の公開に関する条例(抜粋)

 $\begin{pmatrix} \underline{L} & \underline{Q} & \underline{Q} & \underline{K} & \underline{K} \\ \underline{\Gamma} & \underline{Q} & \underline{Q} & \underline{G} \end{pmatrix}$

(行政文書の開示義務)

第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア及びイ省略)

当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第 120号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第 103号)第 2 条第 4 項に規定する 行政執行法人 つ役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第 140号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年

法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立 行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当 該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報 のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 (第 3 号から第 6 号まで省略)

横浜市個人情報の保護に関する条例(抜粋)

 $\begin{pmatrix} \underline{L} & \underline{Q} & \underline{C} & \underline{X} \\ \underline{\Gamma} & \underline{Q} & \underline{G} & \underline{G} \end{pmatrix}$

(開示しないことができる保有個人情報)

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号 に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含ま れている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(第1号及び第2号省略)

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア及びイ省略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則

法(平成11年法律第 103 号) 第2条第4項に規定する 行政執行法人 の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第 261 号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第4号から第7号まで省略)